

令和6年仙審第9号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月3日05時20分

新潟県直江津港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.4トン

登 録 長 11.00メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 279キロワット

3 事実の経過

Aは、平成6年2月に進水し、船体中央部の操舵室前部にレーダー、GPSプロッター、魚群探知機、自動操舵装置、舵輪、機関遠隔操縦レバー等を装備した、主として刺網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、刺網漁を行う目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年11月3日04時30分直江津港の係留地を発し、沖防波堤北端付近水域及び同港東方沖合の各漁場に向かった。

a受審人は、いずれも0.5海里レンジのレーダー及びGPSプロッターをセンター表示として作動させ、東ふ頭防波堤突端に設置された赤色閃光を発する簡易標識灯を左舷に目視して通過し、東防波堤東端に設置された赤色閃光を発する簡易標識灯及び第2東防波堤西端に設置された緑色閃光を発する簡易標識灯間の可航部（以下「可航部」という。）並びに港口を航行した。

a受審人は、04時40分沖防波堤北端付近水域の漁場に到着し、刺網の投網を行い、次いで直江津港東方沖合の漁場に移動して刺網の揚網を行ったのち、前部及び後部の各甲板に救命胴衣を着用させた甲板員を待機させ、折からの南寄りの風に伴う波しぶきを防ぐため、操舵室囲壁の引き違い式の窓を閉めるとともに、舵輪後方に立って操船に当たり、05時10分直江津港東方沖合の漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、平素、夜間、直江津港港外の漁場から同港に至ると、第2東防波堤西端の簡易標識灯が左舷に並航するところを目視で確かめた上で、可航部に向けて左転を開始し、東ふ頭防波堤突端の簡易標識灯を目視しながら可航部を通航していた。

a受審人は、直江津港に至り、05時17分半僅か過ぎ直江津港

第3東防波堤灯台（以下「第3東防波堤灯台」という。）から220度（真方位、以下同じ。）1,400メートルの地点で、第2東防波堤西端の簡易標識灯を目視し、同簡易標識灯との通過距離を目測して針路を214度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、第2東防波堤西端の簡易標識灯を左舷船首方を目視しながら手動操舵によって進行した。

a受審人は、05時19分僅か前第3東防波堤灯台から218度1.03海里の地点に達したとき、第2東防波堤西端の簡易標識灯が左舷に並航する状況になったが、同簡易標識灯を見落としていても慣れた水域であり左転すれば東ふ頭防波堤突端の簡易標識灯が見えてくるので無難に可航部を通航することができるものと思い、窓を開けて左舷方を目視したりレーダー及びGPSプロッターを活用して可航部を把握したりするなど、船位の確認を十分に行わなかった。

こうして、a受審人は、第2東防波堤西端の簡易標識灯を見落としたまま続航し、05時19分少し過ぎ第3東防波堤灯台から217度1.10海里の地点に至ったところで、可航部に向けるつもりで左転を開始し、その後、東防波堤に向かって接近する状況に気付くことなく進行し、05時20分第3東防波堤灯台から211度1.11海里の地点において、Aは、船首が055度を向いたとき、原速力で、東防波堤の消波ブロックに乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に亀裂、機関に濡損を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、直江津港において、可航部に向けて左転する際、船位の確認が不十分で、左転を開始し、東防波堤に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、直江津港において、可航部に向けて左転する場合、東防波堤の消波ブロックに乗り揚げることのないよう、窓を開けて左舷方を目視したりレーダー及びGPSプロッターを活用して可航部を把握したりするなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、第2東防波堤西端の簡易標識灯を見落としていても慣れた水域であり左転すれば東ふ頭防波堤突端の簡易標識灯が見えてくるので無難に可航部を通航することができるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、第2東防波堤西端の簡易標識灯を見落としたまま左転を開始し、東防波堤に向かって接近する状況に気付くことなく進行して同防波堤の消波ブロックに乗り揚げた事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月25日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文